

第5章 關係規程等

- 岡山県立大学大学院履修規程（抄）
- 岡山県立大学学位規程
- 修士学位論文等審査基準
- 博士学位論文等審査基準

岡山県立大学大学院履修規程(抄)

(趣旨)

第1条 岡山県立大学大学院学則第10条第2項の規定により、授業科目及びその履修方法に関し、必要な事項を定める。

(履修の届出)

第2条 学生は、指定の期日までに履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 学生は、留学、調査研究等のために年度を超えて休学又は留学して出国する場合には、一定の条件のもとで、出国時に履修している授業科目を、帰国後、復学時に履修(継続)登録することにより、翌年度に限り、継続して履修することができる。

(履修の禁止)

第3条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 届出をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目

(授業科目及び履修方法)

第4条 保健福祉学研究科看護学専攻の履修方法は別表1-1、保健福祉学研究科栄養学専攻の履修方法は別表1-2、保健福祉学研究科保健福祉学専攻の履修方法は別表1-3、保健福祉学研究科保健福祉科学専攻の履修方法は別表1-4、情報系工学研究科博士前期課程システム工学専攻の履修方法は別表2-1、情報系工学研究科博士後期課程システム工学専攻の履修方法は別表2-2、デザイン学研究科デザイン工学専攻の履修方法は別表3-1、デザイン学研究科造形デザイン学専攻の履修方法は別表3-2のとおりとする。

2 岡山県立大学大学院学則第15条の2の規定により長期履修を認められた学生の授業の履修方法については、研究科において別に定めることができる。

(試験)

第5条 定期試験は、学期末に期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。

(単位認定)

第6条 単位修得の認定は、定期試験、平常の成績、レポート、製作物、実技等により行う。

(追試験等)

第7条 病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けることができなかつた者には、事情により追試験を行うことがある。

2 再試験は、行わない。

3 試験に不正行為をした者には、岡山県立大学大学院学則第18条により準用する岡山県立大学学則第48条の規定による懲戒処分のほか、その期に実施する試験のうち、その時間以後の試験の受験資格を失う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において本学大学院に在学し、引き続き在学する者については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日以降において、本学大学院に再入学した者に係る規定の適用については、当該者の属する年次と同一年次に属する者の例による。

別表 掲載省略(各専攻授業科目表参照)

岡 山 県 立 大 学 学 位 規 程

(趣 旨)

第1条 この規定は、岡山県立大学学則第39条第2項及び岡山県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条第3項の規定により、岡山県立大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、研究科の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても、本学に学位論文を提出し、研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

(学位論文等)

第4条 大学院学則第16条に規定する学位論文等は、次のとおりとする。ただし、特定の課題についての研究成果（以下「特定の研究成果」という。）により修士の学位を授与する場合にあっては、学位論文等に特定の研究成果を含むものとする。

| 研 究 科 | 課 程 | 学位論文等 |
|----------|---------|------------|
| 保健福祉学研究科 | 博士前期課程 | 修士論文 |
| | 博士後期課程 | 博士論文 |
| 情報系工学研究科 | 博士前期課程 | 修士論文 |
| | 博士後期課程 | 博士論文 |
| デザイン学研究科 | 修 士 課 程 | 修士論文及び修士作品 |

(在学者の学位論文等の提出時期)

第5条 学位論文等は、在学期間中に提出するものとし、その時期は、各研究科において定める。

(修士及び博士の学位の申請)

第6条 修士の学位を申請しようとする者は、所定の学位申請書に第4条に規定する学位論文等を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 博士の学位を申請しようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類等を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文
- (2) 学位論文の要旨
- (3) 論文目録
- (4) 履歴書

- 3 第3条第4項に該当する者の学位の申請について必要な事項は、学長が別に定める。
- 4 前2項の規定により提出された学位論文の受理については、研究科委員会の議を経て学長がこれを決する。

(学位論文)

- 第7条 学位論文は自著とし、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 2 審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることができる。
 - 3 受理した学位論文は、返還しない。

(修士作品)

- 第8条 修士作品は、自作とし、写真、図面その他作品内容が確認できるものを添付するものとする。
- 2 受理した修士作品は、返還するものとする。
 - 3 その他修士作品に関し、必要な事項は、デザイン学研究科委員会が別に定める。

(特定の研究成果)

- 第8条の2 修士課程及び博士前期課程における特定の研究成果についての内容及び提出方法等その他必要な事項は、各研究科委員会において別に定める。
- 2 研究科長は、審査のため必要があるときは、特定の研究成果の提出者に、資料等の提出を求めることができる。

(審査の付託)

- 第9条 学長及び研究科長は、学位論文等を受理したときは、研究科委員会に学位論文等の審査を付託する。

(審査委員会)

- 第10条 学位論文等の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。
- 2 審査委員会は、研究科委員会において指名する教授、准教授3名以上の審査委員をもって組織する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究科委員会において必要と認めるときは、講師をもって審査委員に充てることができる。
 - 4 前2項に規定する者のほか、研究科委員会において必要と認めるときは、当該研究科以外の研究科に所属する教員又は他の大学の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。
 - 5 審査委員会に主査を置き、審査委員のうちから研究科委員会が指名する者を充てる。
 - 6 主査は、審査委員会を主宰するものとする。
 - 7 最終試験は、学位論文等を中心として、これに関連ある科目につき筆答又は口頭によって行う。

(学力の確認)

- 第11条 学力の確認は、口頭試問及び筆答試問によって行い、外国語については、2種類を課すものとする。ただし、外国語について研究科委員会が特に認めるときは、1種類のみとすることができる。

(学力の確認の特例)

- 第12条 研究科の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、大学院に再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、第3条第4項の規定によらなければならない。ただし、退学後1年以内に学位論文を提出した者については、第3条第3

項に該当する者とみなし、在学者に準じて取り扱うものとする。

- 2 前項本文規定に該当する者で、退学後5年以内の者は、第3条第3項に該当する者と同以上の学力を有する者とみなし、前条に規定する学力の確認のための試問を免除することができる。

(審査期間)

第13条 修士論文、修士作品及び特定の研究成果の審査は、提出者の在学期間内に終了しなければならない。

- 2 博士論文の審査は、受理した日から1年以内に終了しなければならない。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験が終了したときは、学位論文等の内容の要旨及び審査結果の要旨並びに最終試験の結果の要旨を研究科委員会に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第15条 研究科委員会は、前条に規定する報告に基づき、修士又は博士の学位を授与するか否かを議決する。

- 2 前項に規定する合否の議決をするには、研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、海外旅行中及び休職中の委員は、構成員の総数から除く。

(学長への報告)

第16条 研究科長は、研究科委員会において前条に規定する議決を行ったときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その結果を学長に報告しなければならない。

- (1) 授与する学位
- (2) 授与する年月日
- (3) 博士の場合は、論文審査及び最終試験の結果の要旨

(学位の授与)

第17条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与すべきでないものと認めた者には、その旨を通知する。

(専攻分野等の付記)

第18条 前条の規定により授与する学位には、別表に定めるところにより、分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第19条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岡山県立大学」と付記する。

(学位授与の報告)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第21条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 第1項本文の規定により学位論文を公表する場合は、「岡山県立大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第23条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学士については教授会、修士及び博士については研究科委員会の議を経て学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 教授会又は研究科委員会が前項の規定による議決をなす場合には、第15条2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第24条 学位記の様式は、別記様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号のとおりとする。

(細 則)

第25条 この規程の実施に必要な細則は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。
- 2 すでに和文学位記を授与された者から申請があったときは、授与された和文学位記を返納させることにより英文学位記を授与することができる。

別表(第18条関係)
学位記に付与する分野の名称

| 学位 | 学部・研究科 | 学科・専攻 | 分野の名称 |
|---|---|--|--|
| 学士 | 保健福祉学部 Faculty of Health and Welfare Science | 看護学科 Department of Nursing Science | 看護学 Bachelor of Nursing Science |
| | | 栄養学科 Department of Nutritional Science | 栄養学 Bachelor of Nutritional Science |
| | | 保健福祉学科 Department of Health and Welfare Science | 保健福祉学 Bachelor of Health and Welfare Science |
| | 情報工学部 Faculty of Computer Science and Systems Engineering | 情報通信工学科 Department of Information and Communication Engineering | 工学 Bachelor of Engineering |
| | | 情報システム工学科 Department of Systems Engineering | |
| | | スポーツシステム工学科 Department of Systems Engineering for Sports | |
| | | 人間情報工学科 Department of Human Information Engineering | |
| | デザイン学部 Faculty of Design | デザイン工学科 Department of Design and Technology | デザイン学 Bachelor of Fine Arts in Design |
| | | 造形デザイン学科 Department of Aesthetic Design | |
| | 修士 | 保健福祉学研究科 Graduate School of Health and Welfare Science | 看護学専攻 Course of Nursing Science |
| 栄養学専攻 Course of Nutritional Science | | | 栄養学 Master of Nutritional Science |
| 保健福祉学専攻 Course of Health and Welfare Science | | | 保健福祉学 Master of Health and Welfare Science |
| 情報系工学研究科 Graduate School of Computer Science and Systems Engineering | | 電子情報通信工学専攻 Course of Electronics, Information and Communication Engineering | 工学 Master of Engineering |
| | | 機械情報システム工学専攻 Course of Mechanical and Information Systems Engineering | |
| | | 人間情報システム工学専攻 Course of Human and Information Systems Engineering | |
| | | システム工学専攻 Course of Systems Engineering | |
| デザイン学研究科 Graduate School of Design | | デザイン工学専攻 Course of Design and Technology | デザイン学 Master of Fine Arts in Design |
| | | 造形デザイン学専攻 Course of Aesthetic Design | |
| 博士 | | 保健福祉学研究科 Graduate School of Health and Welfare Science | 保健福祉科学専攻 Course of Health and Welfare Science |
| | | | 栄養学 Doctor of Nutritional Science |
| | | | 保健福祉学 Doctor of Health and Welfare Science |
| | 情報系工学研究科 Graduate School of Computer Science and Systems Engineering | システム工学専攻 Course of Advanced Systems Engineering | 工学 Doctor of Engineering |

(保健福祉学研究科博士前期課程)

修士学位論文審査基準

修士の学位論文は以下の観点から審査・評価する。

I 審査・評価項目

- (1) 内容が研究科の研究領域に適合していること
- (2) 内容に新規性があること
- (3) 論理が一貫し妥当であること
- (4) 倫理的配慮がなされていること
- (5) 研究方法が妥当であること
- (6) 研究結果が的確に示されていること (図表を含む)
- (7) 論文の書式が整っており分かりやすく記述されていること
- (8) タイトル、学術用語が適切であること
- (9) 文献の引用が適切であること

II 審査・評価基準

上記項目についての判断をもとに、論文として適しているか否かを総合的に判定する。

(情報系工学研究科博士前期課程)

修士学位論文審査基準

修士の学位論文は、論文の内容、口頭発表および口頭試問により審査を行う。審査にあたっては、以下の点を総合的に評価する。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果に基づいており、新規性又は有効性を有していること。
2. 研究の背景や目的を理解し、研究の進め方や研究方法について吟味がなされていること。
3. 実験データ等が含まれる場合、研究目的や研究方法に適したデータ収集が行われ、的確にまとめられていること。
4. 得られた結果について考察していること。
5. 文献を適切に引用していること。
6. 口頭発表が論理的にわかりやすく組み立てられ、質疑に対する応答も明解であること。

修士学位論文及び修士作品審査基準

■修士論文・修士作品基準

テーマとして選んだ研究に関する十分な知識と技術を修得し、それらを修士論文・修士作品の双方の形で的確にまとめ、また明快かつ魅力的に発表すること。

■審査の基準

修士論文・修士作品では、修士課程の期間内で修めた研究成果をひとつの蓄積として示すことが必要であり、単なる文章執筆や作品制作の機会に終わってはならない。

修士論文については、以下のような基準を満たすことが求められる。

- (1) 独創性……研究テーマとその論述に広い意味での独創性があること。
- (2) 完成度……研究テーマに見合ったレベルの議論に到達し、また文章がきちんと推敲され、論文に相応した書き方も守られていること。
- (3) 信頼度……内容上の重大な誤りや、論法上の不的確な手続きがないよう、注意が払われていること。
- (4) 有用性……関連領域での今後の研究や実務に、有効となる論考結果や問題提起力を含んでいること。
- (5) 発表および回答の適切性……論文の内容を、定められた時間内に適切に口頭発表できること。また、質疑に対して説得力ある回答を返せること。

修士作品については、概ね以下の観点に沿って、審査が行われる。

- (1) 独創性……テーマと作品に広い意味での独創性があること。
- (2) 適切性……作品がテーマを反映し、それを具現化していること。
- (3) 完成度……作品の名に相応しい仕上がりになっていること。

■修士論文個別評価基準

- a) 問題設定……研究テーマとして選んだ問題が、修士課程の研究に値する生産性を備えているか。
- b) 方法論……研究方法の選択と理解が充分であり、それが有効に活用されているか。
- c) 知識……研究に必要な知識が獲得され、過去の関連研究の参照や引用が適宜成されているか。
- d) 論理……論述の順序と展開が適正であり、説得力を備えているか。
- e) 表現……研究結果の記載の仕方が適切で、図表や式や画像が有効に用いられているか。
- f) 外国語能力…外国語文献の読解や外国における調査が求められるテーマについては、それを遂行するに足る語学力が十分なレベルに達しているか。

(保健福祉学研究科博士後期課程)

博士学位論文審査基準

博士の学位論文は以下の観点から審査・評価する。

I 審査・評価項目

- (1) 研究テーマに新規性と独創性があり、当該分野の発展に貢献していること
- (2) 研究の目的と意義が明確に示されていること
- (3) 適切な方法で研究が実施され、倫理的な配慮がなされていること
- (4) 論文構成が妥当で、論理的に展開されていること
- (5) 先行研究が適切に検討され、引用されていること
- (6) 学術用語が適切に使用され、文章表現が妥当であること
- (7) 学術論文としての体裁が整っており、わかりやすく記述されていること
- (8) 学位論文の主要部分が、査読制度のある学術雑誌に複数の原著論文として掲載されており、そのうち一つ以上筆頭著者であること（主業績という）

II 審査・評価基準

上記項目についての判断をもとに、論文として適しているか否かを総合的に判定する。

(情報系工学研究科博士後期課程)

博士学位論文審査基準

博士の学位論文は、論文の内容、口頭発表および口頭試問により審査を行う。審査にあたっては、以下の点を総合的に評価する。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果に基づいていること。
2. 当該分野の学問研究に貢献できる内容を含み、新規性が明示されていること。
3. 先行研究の評価や事実調査が的確であり、研究の学術的あるいは社会的位置付けが明示されていること。
4. 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
5. 結果および解析・考察の展開が論理的かつ的確であること。
6. 引用等が適切になされ、公開する発表論文としての体裁が整っていること。
7. 公開の場での論文内容の発表と質疑に対する応答が、論理的かつ明解であること。

